

京都市訓令甲第 22 号

府 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市公文書取扱規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第3条第6項第6号中「、京都市立京北病院」を削る。

第18条第1項第3号中「文書件名」を「文書の件名」に改め、同条第2項中「第16条第5項」を「第16条第6項」に改める。

第50条第3項中「(永年保存文書を除く。)」を「のうち次に掲げる公文書以外のもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則別表にその保存期間が定められている公文書（同表2の項第6号、3の項第7号、4の項第9号、5の項第5号、6の項第6号及び7の項各号に該当するものを除く。）

(2) 法令にその保存期間が定められている公文書

(3) 第54条第1項の規定により保存期間を延長している公文書

第52条第1項中「機密を要するものにあっては溶解、焼却、破壊その他の適当な方法により廃棄し、その他のものにあっては会計室に引き継がなければ」を「紙文書であるもの（機密を要するものを除く。）にあっては会計室に引き継ぎ、機密を要するもの、電磁的記録であるものその他のものにあっては溶解、焼却、破壊その他の適当な方法により廃棄しなければ」に改める。

第53条各号列記以外の部分中「引き続き」を「当該保存期間が満了する日まで」に、「次」を「第50条第3項各号」に改め、同条各号を削る。

別表市立病院長の項を削り、同表部長若しくは室長又はこれらに準じる者、第1類事業所の長（市立病院長を除く。）又は次長若しくはこれに準じる者の項中「（市立病院長を除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（総合企画局情報化推進室）